

## 中央省庁等再編後の用語別の許認可等数の推移

用語別	H14.3.31現在		H15.3.31現在		H16.3.31現在		H17.3.31現在		H18.3.31現在		H19.3.31現在		H20.3.31現在		H21.3.31現在		H22.3.31現在		H23.3.31現在		H24.3.31現在	
	件数	構成比 (%)																				
強い規制	809	7.6	827	7.5	820	6.9	836	6.8	823	6.5	802	6.3	886	6.6	888	6.4	897	6.3	905	6.4	917	6.3
認め	1,677	15.8	1,777	16.1	1,864	15.8	1,915	15.5	1,798	14.1	1,775	13.9	1,814	13.5	1,819	13.1	1,856	13.1	1,856	13.0	1,885	12.9
免許	75	0.7	78	0.7	78	0.7	79	0.6	77	0.6	77	0.6	77	0.6	77	0.6	78	0.6	79	0.6	79	0.5
承認	1,069	10.1	1,087	9.9	1,150	9.7	1,205	9.7	1,269	10.0	1,295	10.1	1,338	9.9	1,359	9.8	1,415	10.0	1,411	9.9	1,455	10.0
指 定	312	2.9	327	3.0	313	2.7	300	2.4	290	2.3	288	2.3	295	2.2	314	2.3	326	2.3	330	2.3	332	2.3
承諾等	43	0.4	49	0.4	49	0.4	49	0.4	48	0.4	49	0.4	132	1.0	131	0.9	131	0.9	131	0.9	131	0.9
小 計	3,985	37.5	4,145	37.7	4,274	36.2	4,384	35.4	4,305	33.8	4,286	33.5	4,542	33.7	4,588	33.1	4,702	33.2	4,712	33.1	4,799	32.9
中間の規制	601	5.7	635	5.8	670	5.7	649	5.2	655	5.1	642	5.0	774	5.7	825	5.9	850	6.0	875	6.1	888	6.1
確 認	141	1.3	137	1.2	151	1.3	148	1.2	151	1.2	152	1.2	161	1.2	166	1.2	173	1.2	176	1.2	179	1.2
証 明	84	0.8	82	0.7	78	0.7	78	0.6	78	0.6	80	0.6	81	0.6	80	0.6	82	0.6	82	0.6	82	0.6
認 証	26	0.2	28	0.3	21	0.2	21	0.2	21	0.2	21	0.2	23	0.2	23	0.2	23	0.2	23	0.2	23	0.2
試 験	109	1.0	111	1.0	110	0.9	109	0.9	110	0.9	111	0.9	111	0.8	111	0.8	109	0.8	109	0.8	109	0.7
検 査	212	2.0	212	1.9	205	1.7	205	1.7	213	1.7	213	1.7	203	1.5	203	1.5	202	1.4	204	1.4	203	1.4
検 定	28	0.3	27	0.2	21	0.2	20	0.2	19	0.1	19	0.1	19	0.1	19	0.1	19	0.1	19	0.1	19	0.1
登 録	184	1.7	190	1.7	304	2.6	346	2.8	359	2.8	367	2.9	369	2.7	391	2.8	390	2.8	389	2.7	390	2.7
審査等	24	0.2	24	0.2	26	0.2	26	0.2	24	0.2	24	0.2	24	0.2	24	0.2	24	0.2	24	0.2	24	0.2
小 計	1,409	13.3	1,446	13.1	1,586	13.4	1,602	12.9	1,630	12.8	1,629	12.7	1,765	13.1	1,840	13.3	1,872	13.2	1,901	13.3	1,917	13.1
弱い規制	3,247	30.6	3,350	30.4	3,812	32.3	4,105	33.2	4,370	34.3	4,376	34.2	4,489	33.3	4,680	33.7	4,750	33.5	4,771	33.5	4,813	33.0
届 出	699	6.6	714	6.5	738	6.3	778	6.3	842	6.6	870	6.8	966	7.2	1,016	7.3	1,051	7.4	1,059	7.4	1,186	8.1
提 出	652	6.1	691	6.3	717	6.1	759	6.1	784	6.2	797	6.2	814	6.0	833	6.0	856	6.0	864	6.1	899	6.2
報 告	80	0.8	85	0.8	94	0.8	100	0.8	100	0.8	103	0.8	105	0.8	105	0.8	125	0.9	126	0.9	126	0.9
交 付	71	0.7	90	0.8	107	0.9	110	0.9	119	0.9	134	1.0	133	1.0	139	1.0	146	1.0	146	1.0	150	1.0
申告等	4,749	44.7	4,930	44.8	5,468	46.3	5,852	47.3	6,215	48.8	6,280	49.1	6,507	48.3	6,773	48.8	6,928	48.9	6,966	48.9	7,176	49.2
小 計	478	4.5	486	4.4	475	4.0	538	4.3	575	4.5	591	4.6	647	4.8	668	4.8	672	4.7	670	4.7	687	4.7
その他	10,621	100	11,007	100	11,803	100	12,376	100	12,725	100	12,786	100	13,461	100	13,869	100	14,174	100	14,249	100	14,579	100
合 計	10,621	100	11,007	100	11,803	100	12,376	100	12,725	100	12,786	100	13,461	100	13,869	100	14,174	100	14,249	100	14,579	100

強い規制 : 一般的な禁止を特定の場合に解除する行為、特定の権利等を設定する行為等

中間の規制 : 特定の事実や行為が、あらかじめ定められた基準等を満たしているか否かを審査・判定し、これを公に証明する行為等

弱い規制 : 一定の事実を行政庁に知らせるもので、行政庁は原則として記載事項を確認し、受理することとどまるもの等

(注) 四捨五入の関係で合計欄が一致しない部分がある。

## (資料3)

## 法律の制定・改正による許認可等の根拠条項等の新設、廃止の状況

制定・改正法	法律番号	新設、廃止される許認可等の根拠法	所管府省等名	新設	廃止
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律	平成24年4月6日 法律第27号	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	厚生労働省	1	
新型インフルエンザ等対策特別措置法	平成24年5月11日 法律第31号	新型インフルエンザ等対策特別措置法	内閣官房	2	
中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律	平成24年6月27日 法律第44号	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律	農林水産省 経済産業省 国土交通省	2	6
原子力規制委員会設置法	平成24年6月27日 法律第47号	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	環境省	53	
		原子力災害対策特別措置法	環境省	1	
		電気事業法	経済産業省		4
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律	平成24年8月1日 法律第53号	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	警察庁	3	
特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法	平成24年8月3日 法律第55号	特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法	経済産業省	4	
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	平成24年8月10日 法律第57号	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	経済産業省 環境省	8	
子ども・子育て支援法	平成24年8月22日 法律第65号	子ども・子育て支援法	内閣府	3	
災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律	平成24年9月5日 法律第76号	石油の備蓄の確保等に関する法律	経済産業省	4	
都市の低炭素化の促進に関する法律	平成24年9月5日 法律第84号	都市の低炭素化の促進に関する法律	国土交通省	9	
中小企業等協同組合法の一部を改正する法律	平成24年9月12日 法律第85号	中小企業等協同組合法	経済産業省 国土交通省	8	
金融商品取引法等の一部を改正する法律	平成24年9月12日 法律第86号	金融商品取引法	金融庁	8	
船員法の一部を改正する法律	平成24年9月12日 法律第87号	船員法	国土交通省	8	
海上運送法の一部を改正する法律	平成24年9月12日 法律第88号	海上運送法	国土交通省	6	
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律	平成24年9月12日 法律第89号	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	国土交通省	3	
移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律	平成24年9月12日 法律第90号	移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律	厚生労働省	4	
株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律	平成25年3月6日 法律第2号	株式会社地域経済活性化支援機構法	金融庁	4	
所得税法等の一部を改正する法律	平成25年3月30日 法律第5号	租税特別措置法	財務省	3	2
予防接種法の一部を改正する法律	平成25年3月30日 法律第8号	予防接種法	厚生労働省	1	
エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律	平成25年5月31日 法律第25号	エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法	財務省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省		24

制定・改正法	法律番号	新設、廃止される許認可等の根拠法	所管府省等名	新設	廃止
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	平成25年5月31日 法律第27号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	特定個人情報保護委員会	1	
港湾法の一部を改正する法律	平成25年6月5日 法律第31号	港湾法	国土交通省	1	
水防法及び河川法の一部を改正する法律	平成25年6月12日 法律第35号	河川法	国土交通省	3	
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律	平成25年6月12日 法律第37号	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	環境省	3	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律	平成25年6月12日 法律第38号	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	農林水産省 環境省	2	
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律	平成25年6月12日 法律第39号	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	経済産業省 環境省	32	
消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法	平成25年6月12日 法律第41号	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法	公正取引委員会	1	
金融商品取引法等の一部を改正する法律	平成25年6月19日 法律第45号	預金保険法	金融庁 厚生労働省	86	
		農業協同組合法	金融庁 農林水産省	2	
		水産業協同組合法	金融庁 農林水産省	8	
		農林中央金庫法	金融庁 農林水産省	5	
		信用金庫法	金融庁	2	
		長期信用銀行法	金融庁	2	
		銀行法	金融庁	2	
総合特別区域法の一部を改正する法律	平成25年6月21日 法律第53号	総合特別区域法	内閣官房 内閣府	8	
不動産特定共同事業法の一部を改正する法律	平成25年6月21日 法律第56号	不動産特定共同事業法	金融庁 国土交通省	6	
小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律	平成25年6月21日 法律第57号	中小企業支援法	経済産業省	2	
		下請中小企業振興法	経済産業省	3	
民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律	平成25年6月26日 法律第67号	民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律	国土交通省	16	
旅券法の一部を改正する法律	平成25年6月28日 法律第69号	旅券法	外務省		1
電気事業法の一部を改正する法律	平成25年11月20日 法律第74号	電気事業法	経済産業省	5	1
海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法	平成25年11月20日 法律第75号	海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法	国土交通省	8	
特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律	平成25年11月27日 法律第83号	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法	国土交通省	6	1
		道路運送法	国土交通省	1	
薬事法等の一部を改正する法律	平成25年11月27日 法律第84号	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省 農林水産省	126	
再生医療等の安全性の確保等に関する法律	平成25年11月27日 法律第85号	再生医療等の安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	16	
消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律	平成25年12月11日 法律第96号	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律	消費者庁	11	

制定・改正法	法律番号	新設、廃止される許認可等の根拠法	所管府省等名	新設	廃止
産業競争力強化法	平成25年12月11日 法律第98号	産業競争力強化法	経済産業省	28	
		産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法	厚生労働省		9
			経済産業省		
国家戦略特別区域法	平成25年12月13日 法律第107号	国家戦略特別区域法	内閣官房 内閣府	2	
沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律	平成26年3月31日 法律第7号	沖縄振興特別措置法	内閣府 総務省 経済産業省	1	4
所得税法等の一部を改正する法律	平成26年3月31日 法律第10号	所得税法	財務省	1	
		相続税法	財務省	1	
		国税徴収法	財務省	1	
		租税特別措置法	財務省	4	
		内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律	財務省	2	
合計				533	52

- (注) 1 平成24年4月1日から26年4月1日までの間に新設、廃止された法律を根拠とする許認可等について、当省が整理したもの。  
2 複数府省により共管されているものは、府省ごとに数えている。

## (資料 4)

### 許認可等の根拠条項等の新設、廃止等の主な例

#### ○ 薬事法等の一部を改正する法律（平成 25 年 11 月 27 日法律第 84 号）関係（新設 126：厚生労働省、農林水産省）

##### 【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（改正前における薬事法）関係】

従来、薬事法の規定では、「医療機器」、「再生医療等製品」を「医薬品等」と区別せず、製造販売業の許可等の許認可等を同じ条文中に定めていたが、「医療機器」、「再生医療等製品」の特性を踏まえつつ、これらをそれぞれ別の条文中で許認可等を規定するよう改める。「医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可」、「再生医療等製品の製造販売業の許可」等を新設（126）

#### ○ 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 25 年 6 月 19 日法律第 45 号）関係（新設 107：金融庁、厚生労働省、農林水産省）

##### 【預金保険法関係】

市場等を通じて伝播するような金融危機への対応のため、金融システム上重要な金融機関等について、資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の必要性を認定し、当該金融機関等に対し資本の増強等必要な措置を行うもの。「金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の必要性の認定」等を新設（86）

##### 【農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、信用金庫法、長期信用銀行法及び銀行法関係】

従来、銀行等の一部の金融機関については、資本関係のある外国銀行の業務の代理又は媒介を行うことが認められていたが、国内企業の海外進出を銀行等が支援する環境を整備するため、海外においては、資本関係を問わず、外国銀行の業務の代理又は媒介を行うことを、信用金庫等の協同組織金融機関も含めて認めるもの。「海外で行う資本関係のない外国銀行の業務の代理又は媒介に係る認可」等を新設（21）

#### ○ 原子力規制委員会設置法（平成 24 年 6 月 27 日法律第 47 号）関係（新設 54、廃止 4、移管 411、：文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省）

##### 【核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）、原子力災害対策特別措置法及び電気事業法関係】

原子力安全委員会及び原子力安全・保安院の事務のほか、文部科学省、国土交通省等の所掌する原子力安全の規制、核不拡散のための保障措置等に関する事務を一元化し、「原子炉設置の許可」、「原子炉設置者の保安規定の認可」等（411）を、環境省の外局である原子力規制委員会に移管するもの。

また、従来、原子炉等規制法の規定では、「試験研究用等原子炉」と「発電用原子炉」を区別せずに、設置許可等の許認可等を同じ条文中に定めていたが、両者を区別し、「発電用原子炉」については、一層の安全対策を求めるもの。原子炉等規制法及び原子力災害対策特別措置法において、「発電用原子炉の安全性向上評価に係る届出」等を新設（54）、電気事業法において、「燃料体検査」等を廃止（4）

(参考1)

## 許認可等の実態の統一的把握基準

### 1 許認可等の範囲

把握の対象とする許認可等は、国民（個人及び法人）の申請、出願等に基づき、行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、次のような用語を使用しているものとする。

許可、認可、免許、特許、承認、認定、確認、免除、決定、証明、認証、解除、公認、検認、試験、検査、検定、指定、登録、届出、申告、提出、報告、交付 等

なお、上記の許認可等には特殊法人等が行っているものを含む。

### 2 許認可等の数え方の基準

- (1) 許認可等の根拠法令の項（項に細分されていない場合は条。以下同じ。）ごとに1事項として数える。
- (2) 同一の項のうちに用語の異なる数個の許認可等の根拠が規定されている場合は、用語の異なるごとにそれぞれ1事項として数える。
- (3) 同一の項のうちに本文、ただし書、あるいは前段、後段等の区分があり、それぞれに許認可等の根拠が規定されている場合には、別個の事項として数える。
- (4) 準用規定により設定された許認可等については、準用の対象となる規定により設定された許認可等とは別個に数える。
- (5) 複数の府省が所管している許認可等については、それぞれ所管する府省ごとに別個の許認可等と数える。

(注) 一の許認可等について当該許認可等を要する行為又は対象（業種、物資の種類等）が同一の項等において列挙されている場合は、その行為等を別途許認可等事項の細目として記載する。

(参考2)

## 許認可等の実態把握に係る閣議決定等

### ○ 行政改革の推進方策に関する答申（抄）

（昭和60年7月22日臨時行政改革推進審議会答申）

#### 2 規制緩和の進め方

##### （2）今後における規制緩和の推進方策

公的規制は極めて多岐にわたり、限られた期間ではすべての分野について、詳しく検討することは不可能であり、当審議会としては、金融、運輸、石油等エネルギー、都市整備の分野を中心に、10分野の規制緩和を検討した。

政府においては、今回当審議会が提言した事項にとどまらず、この提言の趣旨に沿って、公的規制全般にわたる徹底した見直しを行うことが必要である。

なお、許認可等の定期的見直し及び新設の抑制については、臨時行政調査会答申の趣旨に沿って推進を図ることが重要であり、各省庁において、自主的な審査、見直しを強化するとともに、総務庁においては、各省庁の協力を得て、速やかに次の措置をとる必要がある。

- ① 許認可等の総数などの実態を統一的に把握すること。
- ② 許認可等を定期的に見直す仕組みを確立すること。
- ③ 国民の負担軽減、行政事務の簡素・合理化及び民間活力の助長の観点に立ち、統一的基準を作成するなど、許認可等の新設について審査する仕組みを確立すること。

### ○ 当面の行政改革の具体化方策について（抄）

（昭和60年9月24日閣議決定）

#### 5 規制行政

##### （1）規制緩和の推進方策

ア 許認可等の実態把握については、総務庁において、その具体的手法について所要の見直しを行い、引き続き各省庁の協力を得て、速やかに総数等の統一的把握を行う。

イ 許認可等の定期的見直しについては、既定の方針を踏まえ、許認可等の見直しを引き続き推進するとともに、その具体的方策について所要の調整、立案を進める。

ウ 許認可等の新設の審査については、既定の方針を踏まえ、その具体的方策について所要の調整、立案を進める。

### ○ 昭和61年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について（抄）

（昭和60年12月28日閣議決定）

#### 4 行政事務

##### （1）許認可等

ア 許認可等の実態の統一的把握については、総務庁において、統一的基準の下に、各省庁の協力を得て、昭和60年度末を目途にその作業を終了することとし、以降、毎年1回、必要な補正を行うこととする。

イ 許認可等の定期的見直し及び新設の審査については、既定の方針を踏まえ、その具体的方策について所要の調整、立案を進めるため、各省庁による検討会議を開催する。

○ 規制改革実施計画（抄）

（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）

Ⅲ 規制所管府省の主体的な規制改革への取組等

2 規制所管府省による主体的・積極的な規制改革の推進

（2）規制シートの整備状況の進捗管理

規制シートの作成については、持続的な取組となるよう、規制シート作成に係る負担も勘案し、段階的に対応する。

当面、①見直し時期が到来する規制、②規制改革ホットラインに寄せられた提案事項に対する規制所管府省の回答のうち規制改革会議において再検討が必要と判断した規制、③規制改革会議における審議事項に関連する規制について、優先的に作成する。

また、規制シートの作成状況については、シートに含まれる「許認可等」に関しては「許認可等台帳」を活用することとし、シートに含まれる「許認可等」以外の規制に関しては、その網羅的な把握手法等を引き続き検討する。